

大阪大学産業科学研究所放射線安全委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学産業科学研究所放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所放射線安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、企画立案する。

- (1) 予防規程第2条に定める使用施設（量子ビーム科学研究施設以下「使用施設」という。）使用者の放射線障害発生防止に関すること。
- (2) 使用施設の整備計画に関すること。
- (3) その他放射線の安全管理上必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 放射線取扱主任者及び主任者補佐
- (3) 量子ビーム科学研究施設長
- (4) 使用施設使用者のうちから選ばれた者 1名
- (5) 使用施設外の放射線施設利用者のうちから選ばれた者 若干名
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 安全委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和57年3月18日から施行する。

2 大阪大学産業科学研究所放射線防護規程（昭和34年6月18日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この改正に伴い、放射線安全委員会について申し合わせ（昭和59年3月15日教授会申合せ）は廃止する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年5月19日から施行する。